

平成29年度 国営昭和記念公園
イルミネーション設営撤去業務
仕様書

平成29年9月

昭和記念公園 パークス共同体

国営昭和記念公園管理センター

第1章 総則

第1条

本特記仕様書は、昭和記念公園 パークス共同体 国営昭和記念公園管理センターが発注する「平成29年度 国営昭和記念公園 イルミネーション設営撤去業務」(以下「本業務」という)の施工に適用する。

第2条

本業務は、「総合評価型企画競争の実施にかかる説明書(以下「説明書」という)」、「特記仕様書」、「公園管理工事及び業務共通仕様書(案)(以下「共通仕様書」という)」、「公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)」、その他関係法令及び現場説明に基づき施工するものとする。

第3条

請負者は、本業務着手前に現場、「説明書」、「特記仕様書」、「共通仕様書」を十分に照査し、明示なきものまたは疑義の生じた場合は、国営昭和記念公園管理センター監督職員(以下「監督職員」という)と協議の上、指示に従うこと。

第4条 提出書類

請負者は、下記の書類、その他指示する図書を指定期日までに提出するものとする。

1. 施工計画書 契約締結日より7日以内
2. 施工体制台帳 第5条により提出すること
3. 業務打合せ簿 随時確認の上、提出すること
4. 業務日報 必要に応じて作業状況を記録し、翌日までに提出すること
5. 業務記録写真 原則として各工種について、施工前・中・後と作業順序に従い、内容の把握ができるよう整理して提出すること。また指示事項についてはその都度撮影すること
6. 出来形完成図 工事完成後直ちに提出すること
7. その他監督職員が指示したもの

第5条 施工体制台帳

1. 請負者は、施工体制台帳に係る書類を作成し、下請け契約締結後、業務着手までに提出しなければならない。また、施工体制に変更が生じた場合は、そのつど提出しなければならない。
2. 請負者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)第13条2により、発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

第6条 履行期間等

本業務の履行期間は、平成29年11月13日より平成30年1月10日までとする。ただし、設置業務については平成29年11月30日17:00までに完了させ、撤去については平成29年12月26日以降行うものとする。

第2章 業務概要

第7条 業務の目的

本業務は、国営昭和記念公園における冬季イルミネーションイベント「ウィンタービスタイルミネーション」において、グラウンドイルミネーションのデザイン、イルミネーションの設営・撤去及びケーブル敷設等の仮設電源の設置・撤去等を行うものである。

第8条 業務内容

1. イルミネーションのデザイン

発注者の指定するエリア及び施設におけるイルミネーション装飾についてイルミネーション基礎設置数量及びデザインコンセプトを基に、イルミネーション装飾のデザインを行うものとする。

イルミネーションのデザインにあたっては、発注者が支給するイルミネーション用電球のほかに、受注者が保有するイルミネーション装飾機材を活用したデザイン提案を行い、より魅力あるイルミネーション装飾のデザインを検討するものとする。

2. イルミネーションの設営・撤去

第8条1項で受注者が示したデザインと、別紙施工図に基づき、イルミネーション用電球及び装飾資材の設置・撤去を行うものとする。

設置に際し、配線ケーブル敷設・撤去、仮設用コンセント接続・撤去、コード類の結線、配線用ブレーカー設置・撤去等を併せて行うこと。

作業は高所作業車やはしごを用い、支給する電球等はできる限り枝先まで設置すること。イルミネーション用電球の留め具は、園芸用の針金、インシュロック等を使用し幹や枝に結束する。設置する際は、樹木の幹や枝を傷つけないよう十分注意する。

また配線については、入園者の事故の起因とならないよう敷設場所や固定方法に十分配慮し園路横断の際は架空線の高さ、場所に配慮し、樹木等へは保護材の使用を行うこと。

3. ケーブル敷設等の仮設電源の設置・撤去

受注者は、イルミネーション設置箇所及びイルミネーションの電気容量に適した配線ケーブル敷設・撤去、仮設用コンセント接続・撤去、コード類の結線、配線用ブレーカー設置・撤去等を行うものとする。あわせて、上記イルミネーション用以外に、別紙施工図に示した場所および発注者が指定するエリアに、発電機の設置・撤去、配線ケーブル敷設・撤去、仮設用コンセント接続・撤去、コード類の結線、配線用ブレーカー設置・撤去等を行うものとする。作業は高所作業車やはしごを用い、園路横断の際は、架空線の高さ、場所に配慮し、樹木等へは保護材の使用を行うこと。

4. 雑作業

監督職員の指示により、上記作業とは異なる作業を実施するものとする。軽微な作業の費用については受注者の示した見積もりに含めるものとするが、依頼作業が想定より増大した場合は双方協議により費用を決定するものとする。

第9条 支給品

各施工場所に設置するイルミネーション用電球は、発注者が保有する在庫品は支給する。設置上不足する電球の調達は別途協議とする。

第3章 雑則

第10条 施工管理

施工に際しては、施工区域内の既設工作物、施設及び植物に損傷を与えないように十分な注意を払い施工すること。万一損傷を与えた場合には、請負者の負担において処理するとともに監督職員に報告するものとする。

第11条 安全管理

1. 一般施工

施工に際しては、入園者の安全確保を第一とし、作業帯の明示を行うこと。また、車両の運転については、公園利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに、当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、「国営昭和記念公園車輛運行マニュアル」および「国営昭和記念公園業務等入園規則」を遵守して走行するものとする。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。

2. 高所作業

高所作業については、特に関係法令を遵守し、安全管理に万全を期さなければならない。